

議事録（公開用）

総会件名	第 17 期第 19 回 農業委員会総会					
開催日時	令和 4 年 3 月 25 日 金曜日 16 時 00 分					
開催場所	役場第 1 会議室					
出席委員	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
農業委員	1	山内 典貴	○	2	大城 武	○
	3	眞喜志 条治	○	4	宮城 丈也	○
	5	松本 政隆	×			
農地利用最適 化推進委員	喜如嘉	平良 哲	○	喜如嘉	宮城 美和子	○
	大宜味	普久原 温	○	大宜味	金城 百恵	×
	塩屋	米須 章	○	津波	照屋 時康	○
	津波	比嘉 貢野	×			
議事録署名 委員	3 番 眞喜志 条治 委員 4 番 宮城 丈也 委員					
事務局職員	局長 花田 義徳			事務局 森田 順子		
その他出席者						

議事日程

- 1：議事録署名委員の指名
- 2：報告第 39 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書（合意解約書）について
- 3：議案第 58 号 農用地利用集積計画の承認について（農業経営基盤強化促進法）
- 4：議案第 59 号 農用地利用集積計画（一括方式）の承認について（農業経営基盤強化促進法）
- 5：議案第 60 号 下限面積（別段の面積）の設定について
- 6：議案第 61 号 利用状況調査に伴う農地・非農地判断について
- 7：報告第 40 号 一時転用承認の取消し願いについて
- 8：報告第 41 号 農地の一時転用後の復元完了報告について

議事録（公開用）

「第 17 期第 19 回 農業委員会総会 令和 4 年 3 月 25 日（金）」

議長 ただいまから 第 17 期第 19 回農業委員会総会を開催します。委員の過半数が出席していますので、会議規則第 5 条の規定により本総会が成立することを報告します。

議長 それでは、議事日程について事務局より説明を行います。

事務局長 日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 39 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書（合意解約書）について

日程第 3 議案第 58 号 農用地利用集積計画の承認について（農業経営基盤強化促進法）

日程第 4 議案第 59 号 農用地利用集積計画（一括方式）の承認について（農業経営基盤強化促進法）

日程第 5 議案第 60 号 下限面積（別段の面積）の設定について

日程第 6 議案第 61 号 利用状況調査に伴う農地・非農地判断について

日程第 7 報告第 40 号 一時転用承認の取消し願いについて

日程第 8 報告第 41 号 農地の一時転用後の復元完了報告について

議長 以上で議事日程の説明を終わります。

日程第 1 会議規則第 17 条の規定による議事録署名委員の指名を行います。本日の会議の議事録署名委員は、3 番 眞喜志 条治 委員 と 4 番 宮城 丈也 委員 を指名したいと思います。

議長 日程第 2 報告第 39 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書（合意解約書）について審議いたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局長 報告第 39 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書（合意解約書）について

整理番号 1 番

所有者（貸人）： ██████████ 所有者（貸人）住所： ██████████

耕作人（借人）： ██████████ 耕作人（借人）住所： ██████████

農地の所在： 田嘉里 ██████████ 現況地目： 樹園地

面積： 2,241 m² 利用権の種類： 使用貸借

始期： 令和 3 年 8 月 1 日 終期： 令和 13 年 7 月 31 日

関係法律： 農業経営基盤強化促進法 合意解約日： 令和 4 年 2 月 21 日

取り消しを必要とする理由： 契約開始時と状況が異なるため

議事録（公開用）

整理番号 2 番

所有者（貸人）： ██████████ 所有者（貸人）住所： ██████████
██████████

耕作人（借人）： ██████████ 耕作人（借人）住所： ██████████

農地の所在：津波① ██████████ ② ██████████ 現況地目：①②畑

面積：①1,007 m²②1,524 m² 利用権の種類：使用貸借

始期：令和 3 年 1 月 1 日 終期：令和 5 年 12 月 31 日

関係法律：農業経営基盤強化促進法 合意解約日：令和 4 年 3 月 10 日

取り消しを必要とする理由：続けられなくなったため

議長 ただいまの事務局から説明ありました報告第 39 号についてなにかご質問などございませんか？

（なし）

議長 ないようですので、以上で報告第 39 号を終わります。

議長 日程第 3 議案第 58 号 農用地利用集積計画の承認について（農業経営基盤強化促進法）2 件を審議いたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案第 58 号 農用地利用集積計画の承認について（農業経営基盤強化促進法）

受付番号：1 申請日：3 月 7 日 受付日：3 月 7 日

譲渡人： ██████████ 住所： ██████████

譲受人： ██████████ 住所： ██████████

申請地：押川 ██████████

登記地目：山林 現況地目：畑

登記面積：6,671 m² 実面積：6,671 m²

利用権の種類：使用貸借

作物：シークワサー

期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

期間：5 年

受付番号：2 申請日：3 月 10 日 受付日：3 月 10 日

譲渡人： ██████████ 住所： ██████████
██████████

譲受人： ██████████ 住所： ██████████

申請地：津波① ██████████ ② ██████████ ③ ██████████

登記地目：①～③畑 現況地目：①～③畑

登記面積：①1,007 m²②1,524 m²③2,616 m²

実面積：①1,007 m²②1,524 m²③2,616 m²

議事録（公開用）

利用権の種類：使用貸借

作物：ミニトマト・オクラ・インゲン・ゴーヤー・ヘチマ

期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日

期間：5年

議長 続きますして現地調査の報告を私の方からいたします。

整理番号1番 調査日：3月16日

申請地：押川

調査員：松本 政隆 米須 章 事務局職員

現況：シークワサー、バナナ、パインが栽培されている

権利取得後の計画性：引き続きシークワサー、バナナ、パインを栽培する

周辺地域との関係：問題なし

整理番号2番 調査日：3月14日

申請地：津波①

②

③

調査員：眞喜志 条治 比嘉 貢野 事務局職員

現況：休耕地

権利取得後の計画性：野菜を栽培する

周辺地域との関係：農地、山林の為問題なし

議長 これで現地調査報告を終わります。

議長 議案第58号について質疑または討論はありませんか？

全員 （なし）

議長 なしと認め、これで質疑・討論を終わります。

これから採決を取ります。議案第58号について異議ありませんか。

全員 （異議なし）

議長 異議なしと認め、議案第58号は原案のとおり可決します。

議長 日程第4 議案第59号 農用地利用集積計画（一括方式）の承認について（農業経営基盤強化促進法）2件を審議いたします。それでは事務局から説明をお願いします。

議事録（公開用）

上記について、平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これらを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できることになった。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20 経営第 5791 号平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知）が平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっている。

そのため、令和 4 年度の下限面積（別段の面積）の設定について、次のとおり提案するので総会の決議を求める。

方針：現行の下限面積（別段の面積） 40a の変更を行わない。

理由：農地法施行規則第 17 条第 2 項

[新規就農者等の受入れの促進により農地の有効利用等を図る観点]

本村の遊休農地率は 10.9%となっており、これの解消のために新規就農者等の受入れの促進に適当な面積と認められる。

本村の農地の規模や、地形的要因からみて、小規模農家の増加により、農地等の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないため。

議長 議案第 60 号について質疑または討論はありませんか？

全員 （なし）

議長 なしと認め、これで質疑・討論を終わります。

これから採決を取ります。議案第 60 号について異議ありませんか。

全員 （異議なし）

議長 異議なしと認め、議案第 60 号は原案のとおり可決します。

議長 日程第 6 議案第 61 号 利用状況調査に伴う農地・非農地判断について 7 件を審議いたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案第 61 号 利用状況調査に伴う農地・非農地判断について

地域：塩屋・屋古・田港・押川・大保・白浜・津波

非農地判定(筆数)：91 筆・98 筆・10 筆・1 筆・4 筆・10 筆・75 筆 合計 289 筆

登記地目が農地(地目が田・畑)：77 筆・93 筆・0 筆・1 筆・0 筆・6 筆・43 筆

議事録（公開用）

合計 220 筆

そのうち①農用内②農用外：①0 筆・84 筆・0 筆・1 筆・0 筆・2 筆 16 筆

合計 103 筆

②77 筆・9 筆・0 筆・0 筆・0 筆・4 筆・27 筆 合計 117 筆

登記地目が非農地(地目が田・畑以外)：14 筆・5 筆・10 筆・0 筆・4 筆・4 筆・32 筆

合計 69 筆

そのうち③農用内④農用外：③0 筆・1 筆・8 筆・0 筆・1 筆・4 筆・29 筆

合計 15 筆

④14 筆・4 筆・2 筆・0 筆・3 筆・0 筆・3 筆 合計 26 筆

番号①～④については

①非農地通知書の発出を保留し、農振見直しの際に検討

②非農地通知書の発出

③④出作廃止

とします。

議長 議案第 61 号について質疑または討論はありませんか？

全員 (なし)

議長 なしと認め、これで質疑・討論を終わります。

これから採決を取ります。議案第 61 号について異議ありませんか。

全員 (異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 61 号は原案のとおり可決します。

議長 日程第 7 報告第 40 号 一時転用承認の取消し願いについて それでは事務局から説明をお願いします。

承認年月日：令和 3 年 7 月 26 日 指令番号：大農委指令第 8 号

申請者住所：[REDACTED]

申請者：[REDACTED]

土地の所在地：字白浜 [REDACTED] 面積：4,360 m²

取消しを必要とする理由：資材ヤードとして利用する予定だったが利用しなかった。

議長 ただいまの事務局から説明ありました報告第 40 号についてなにかご質問などございませんか？

議事録（公開用）

（なし）

議長 ないようですので、以上で報告第 40 号を終わります。

議長 日程第 8 報告第 41 号 農地の一時転用後の復元完了報告について
それでは事務局から説明をお願いします。

事務局長 報告書 41 号 農地の一時転用後の復元完了報告について

整理番号 1

受付日：2 月 25 日

農地の所在：白浜 [REDACTED] 転用面積：420 m²

許可年月日：令和 3 年 7 月 26 日

許可指令番号：大農委指令第 8 号

工事期間：令和 3 年 7 月 1 日～令和 4 年 2 月 28 日

確認日：2 月 24 日

転用事業者名： [REDACTED]

住所：字白浜 [REDACTED]

転用目的：公共工事での現場事務所及び資材ヤードとして利用

復元の確認：全ての転用申請の申請地が工事終了後に農地に復元されていることを
確認した。

議長 ただいまの事務局から説明ありました報告第 41 号についてなにかご質問などござい
ませんか？

（なし）

議長 ないようですので、以上で報告第 41 号を終わります。

議長 これで、本日の日程はすべて終了です。これをもちまして第 17 期第 19 回の農業委
員会総会を閉会いたします。引き続き事務連絡を事務局よりお願いします。

閉会 16 時 40 分

議事録署名委員 眞喜志 条治

議事録署名委員 宮城 丈也